職員の皆さん

総務部　人事課長

個人番号（マイナンバー）の利用目的について

当団体は、当団体の職員（特別職、一般職、会計年度任用職員）から収集した、職員、その配偶者及び扶養親族等の個人番号を、下記の目的で利用します。

この利用目的は、必ず、個人番号を当団体に提供することになる配偶者及び扶養親族等に伝えてください。

記

1　 職員の個人番号

⑴　源泉徴収票作成事務

⑵　財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書提出事務

⑶　健康保険・厚生年金保険に関する届出、申請、請求事務

⑷　雇用保険・労災保険に関する届出、申請、請求事務

2　 職員の配偶者、扶養親族等の個人番号

⑴　源泉徴収票作成事務

⑵　健康保険・厚生年金保険届出事務

問合せ先

　総務部　人事課　給与係

　内線：IP+22+332

　電話　0855-25-9131（直通）

（別紙）

①　番号確認の書類

　以下の書類のうち、いずれか1つの写し

|  |
| --- |
| □個人番号カード（表面及び裏面）□通知カード□住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（ただし、個人番号が記載されているものに限る。） |

②　身元（実存）確認の書類

⑴　以下の書類のうち、いずれか1つの写し

（上記①に従い提出する通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書に記載された氏名、及び生年月日または住所（以下「個人識別事項」という。）と同じ個人識別事項が記載されているかを確認してください。）

ただし、番号を確認するための書類として「個人番号カード（表面及び裏面）」を提示する場合は、以下の書類の写しは不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| □運転免許証□運転経歴証明書（ただし、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）□パスポート□身体障害者手帳□精神障害者保健福祉手帳□療育手帳□在留カード□特別永住者証明書 |  |
| □写真付き学生証□写真付き身分証明書□写真付き社員証□写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等） | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限る。 |
| □税理士証票 | 提出時において有効なものに限る。 |
| □戦傷病者手帳 | 提出時において有効なものに限る。 |

（裏面あり）

⑵　上記書類の提出が困難な場合は、以下の書類のうち、2つ以上の書類の写し

（上記①で提出する通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書に記載された個人識別事項と同じ個人識別事項が記載されているか、確認してください。）

ただし、番号を確認するための書類として「個人番号カード（表面及び裏面）」の写しを提示する場合は、以下の書類の写しは不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| □国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証□健康保険日雇特例被保険者手帳□国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証□私立学校教職員共済制度の加入者証□国民年金手帳□児童扶養手当証書□特別児童扶養手当証書 |  |
| □学生証（写真なし）□身分証明書（写真なし）□社員証（写真なし）□資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等） | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限る。 |
| □国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書□納税証明書 | 領収日付の押印または発行年月日、及び個人識別事項が記載されているもので、提出時において領収日付または発行年月日が6か月以内のものに限る。 |
| □印鑑登録証明書□戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）□住民票の写し□住民票記録事項証明書□母子健康手帳 | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものまたは発行もしくは発給された日から6か月以内のものに限る。 |
| □源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）□支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）□特定口座年間取引報告書 | 個人識別事項が記載されているものに限る。 |